

平成26年度芦屋市水道事業会計決算における未処分利益剰余金について

地方公営企業法の改正により、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更され、償却資産の取得に伴い交付される補助金や一般会計負担金等について、資本剰余金から長期前受金として計上し、順次収益化することになりました。

1 既償却資産相当額の財源の処理方法

(単位:円)

区分	平成25年度	平成26年度	変動額
繰延収益…①	0	2,873,809,205	2,873,809,205
資本剰余金…②	6,397,409,911	565,544,195	△5,831,865,716
長期前受金戻入…③	0	125,425,485	125,425,485
未処分利益剰余金…④	0	2,842,855,026	2,842,855,026
合計(①+②+③+④)	6,397,409,911	6,407,633,911	10,224,000

(1) 資本剰余金(資本)のうち未償却相当額⇒繰延収益(負債)へ振替え

(2) 資本剰余金(資本)のうち既償却相当額⇒未処分利益剰余金(資本)へ振替え

※ (2)のうち、26年度償却相当分は損益計算書(P/L)では長期前受金戻入として、25年度以前分はその他未処分利益剰余金変動額としてそれぞれ計上し、26年度未処分利益剰余金として貸借対照表(B/S)に反映されます。

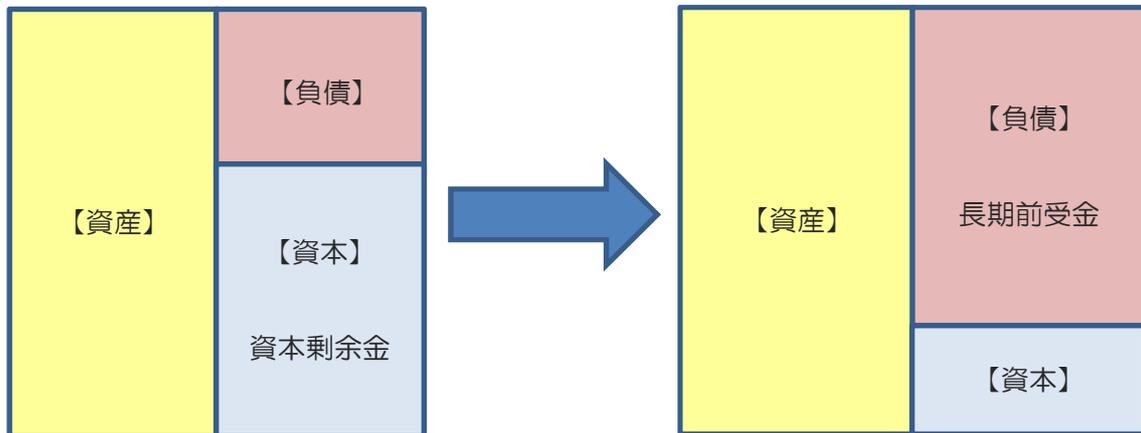
※ 利益(未処分利益剰余金)は増加したものの、現金(現金預金)は増加しておりません。

当年度純損失	△162,416,924円	+
前年度繰越欠損金	△286,384,683円	+
その他未処分利益剰余金変動額	2,842,855,026円	=
当年度未処分利益剰余金	2,394,053,419円	

※ 決算書5頁参照

2 償却取得に要した補助金等の計上方法

地方公営企業法の改正前は、償却資産の取得に伴い交付される補助金等について、「資本剰余金」【資本】として計上していましたが、改正後は「長期前受金」【負債】に計上します。

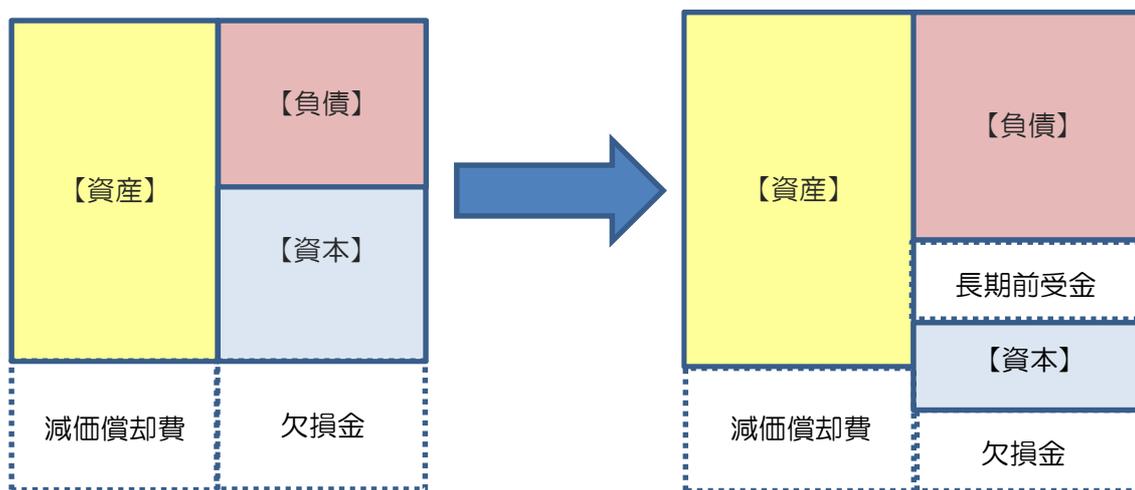


改正前：資本剰余金（資本）に計上

改正後：長期前受金（負債）に計上

3 減価償却方法の変更（B/Sの影響）

地方公営企業法の改正前は、減価償却費の全額を当期の欠損金として費用化していましたが、改正後は全額ではなく、補助金等相当分は長期前受金（繰延収益）として収益化することになりました。従って、純損失の改善に資することになります。



改正前：減価償却費／欠損金

改正後：減価償却費／長期前受金
／欠損金